

## 一般社団法人 日本専門看護師協議会 理事選出に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本専門看護師協議会定款第5章役員第22条の規定に基づく、理事の選出に関し必要な事項を定めるものである。

### (選挙権)

第2条 社員（評議員）は選挙権を有する。

2. 社員（評議員）が評議員名簿から各分野の理事を選出する。

### (被選挙権)

第3条 この選挙の被選挙人は、社員（評議員）とする。

### (定数)

第4条 選ばれた社員（評議員）の中から理事を互選する。

2. 社員（評議員）名簿から各分野の理事を選出する。

3. 社員（評議員）5名以上の分野では、2名を選出する。

### (投票)

第5条 理事の選出は、郵送による無記名投票とする。

2. 理事選出の定数分の票数を投票する。

### (当選者)

第6条 この選挙の当選者は、分野ごとに、投票を多数得た者から順に理事を選出する。

2. 同数の有効投票を得た者については、正会員歴の長い順とし、正会員歴が同等の場合は生年月日が早い者とする。

3. 選出された者が定まった時は、選挙管理委員会が選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。

4. 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選者とする。

### (欠員の補充)

第7条 理事に欠員を生じたときは、理事選挙における次点者をもって補充する。

### (選出規程の変更)

第8条 この選出規程は、理事会の議を経、社員（評議員）総会の承認を得なければ変更することができない。

(附則) この選出規程は、平成30年9月19日から施行する。